

令和2年度 京都大学修学支援基金給付奨学金 募集要項

1. 趣旨・目的

京都大学修学支援基金給付奨学金は、卒業生をはじめ保護者や地域、企業・団体からの寄附に基づき、意欲と能力のある大学院生に対して、経済的困窮を理由に修学を断念することがないように支援するための給付奨学金です。この奨学金は、日本学生支援機構が実施する給付奨学金と同程度の経済支援を可能とすることを目的としています。

2. 出願資格

- (1) 本学の正規の教育課程に在籍する大学院生
- (2) 学業優秀であること。^{※1}
- (3) 家計支持者(父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人)が住民税非課税であること
- (4) 在学年数が修業年限を超えていないこと。
- (5) 出願時に在籍する課程において、出願を行う学期及びその前の学期に京都大学通則第32条(第53条及び第53条の15において同条を準用する場合を含む。)の規定による懲戒処分を告知されておらず、かつ、出願時において処分中でないこと。なお、出願後に懲戒処分を受けた場合、当該出願資格は無効となります。

^{※1} 学業優秀の基準は以下の表による。

区分	基準
大学院生	現課程及び下位課程において、各課程の修得単位数が次の計算式を満たすこと $\{(優 + 合格) \times 3 + 良 \times 2 + 可 \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{(A^+ + A) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$

3. 奨学金給付額、給付期間、採用予定人数

給付金額：年額36万円

給付期間：1年間

採用予定人数：13名程度

(寄附金の額により採用者数を決定するため、出願資格に合致している者全員に奨学金を支給するものではない。)

4. 申請・採用の流れ

【Step1】令和2年度民間奨学金団体の募集において申込を受け付けます。

「希望奨学金」欄で「京都大学修学支援基金給付奨学金」を選択し、申請してください。

申請期間： 在学生 令和2年2月20日(木)～3月16日(月)16時

新入生[※] 令和2年2月20日(木)～3月23日(月)16時

[※]大学院新入生。学部からの進学者を含む

詳細は「地方公共団体及び民間団体奨学金令和2年度申込案内」(下記 URL)を参照のこと。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/sonota.html>

【Step2】奨学生候補者となった場合は個別に連絡しますので、「住民税非課税証明書」を市区町村 役所で発行し、学生課奨学掛へご提出ください。

【Step3】審査結果の通知(7月中旬頃に本人に通知します。)

【Step4】奨学金の支給(銀行口座への振り込み。前期分は8月、後期分は11月頃の予定)

5. 注意事項

(1)他の民間団体奨学金との併給は可能です。ただし、日本学生支援機構給付奨学金との併給は不可。

(2)休学、退学等の異動があった場合は、以下の申請窓口に申し出てください。

(3)休学したときは、休学した月の奨学金支給を休止します。ただし、休学の理由によってはこの限りではありません。また、休止となった場合、当該年度内において復学しなかったときは、受給資格を失います。

(4)次の場合は、受給資格を失います。

① 退学等により学籍を失った場合

② 京都大学通則第32条(第53条及び第53条の15において準用する場合を含む。)の規定による懲戒処分を受けた場合

③ その他奨学生として不相当であると認められる場合

(5)提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金の全部又は一部を返納していただくことがあります。

【問い合わせ先、申請窓口】

教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

Tel: 075-753-2536 E-mail: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

場所: 本部構内総合研究10号館1階 ※●印の位置

